厚生労働省発表 平成17年11月29日

職業安定局高齢・障害者雇用対策部 障害者雇用対策課

課 長 土 屋 喜 久 主任障害者雇用専門官 白 兼 俊 貴 課 長 補 佐 長 島 由 幸 障害者雇用専門官 浅 賀 英 彦 電話 5253-1111(内線)5853、5857 3502-6775(直通)

障害者雇用状況報告書の副本(個票)の紛失について

1 事案の概要

障害者の雇用の促進等に関する法律は、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務づけている事業主に対して、毎年6月1日現在における障害者の雇用状況について報告を義務づけており、当該報告(以下「報告」という。)は、各事業主から障害者雇用状況報告書により管轄公共職業安定所長に届け出なければならないこととなっているが、今般、各事業主(約64,000社)から提出のあった本年6月1日現在の障害者雇用状況報告書の副本(以下「個票」という。)について、その一部が報告の集計作業の過程において、紛失していることが明らかになった。

紛失の時期、経路等については、現在、引き続き調査中である。

2 紛失が判明した経緯

報告の集計に当たってデータ入力作業を委託した業者(以下「委託業者」という。) による入力作業(下記4④参照)が終了した後の11月22日に、複数の都道府県労働局から、「いくつかのハローワークについて、管内企業のデータがまとまって集計システムに入力されていない」との連絡があった。

このため、全都道府県労働局に照会を行ったところ、10都道府県労働局で2,183社分のデータが入力されていなかったことから、厚生労働本省(以下「本省」という。)内に保管している個票を確認するとともに、委託業者にも問い合わせたところ、当該企業分の個票が本省及び委託業者のいずれにも存在せず、紛失していることが判明した(参考1)。

3 記載されていた情報の内容

個票には、各企業における労働者数、雇用障害者数、実雇用率、障害者の不足数、事業所ごとの労働者数及び雇用障害者数の内訳、障害者雇用推進者の役職及び氏名等が記載されていた(参考2)。

- 4 障害者雇用状況報告に係る事務の流れ(参考3)
 - ① 障害者雇用状況報告書は3枚複写式となっており、ハローワークにおいて受理後、 正本はハローワークにおいて保管、副本は都道府県労働局に送付、残る1枚は事業主 控えとして事業主に返却した。
 - ② 都道府県労働局においては、ハローワークから送付された副本(個票)について、1,000人以上規模の企業分と1,000人未満規模の企業分に仕分け、後者についてはハローワークごとにとりまとめた上で梱包し、7月下旬から8月下旬にかけて、本省に送付した。
 - ③ 本省においては、各都道府県労働局から送付された梱包について、特殊法人等に係る障害者雇用状況報告書の副本の綴りが同封されている場合には、これを仕分けた上で、障害者雇用対策課の事務室内に一時保管した。
 - ④ その後、本省は、個票の全国分を一括して委託業者に引き渡し(8月31日)、委託 業者においてデータを入力する作業が行われた。
 - ⑤ 委託業者によるデータ入力作業が終了した後、個票は本省に一括して返却され(11月18日)、本省内の倉庫に保管された。

5 紛失の時期、経路等

各都道府県労働局においては、本省に個票を送付する際にとっている写しが、紛失分を含め残っていることから、今般の紛失は、

- ① 各労働局から本省に送付された個票を、本省において一時保管していた間 (7月下旬~8月末)
- ② 委託業者においてデータ入力作業を行っていた間(9月~11月18日)

のいずれかにおいて生じたものと考えられる。

本省においては、委託業者に引き渡すまでの間、障害者雇用対策課の事務室内の一番 奥に位置する場所に、各都道府県労働局ごとに束ねた状態で保管していた。

紛失の時期、経路等はなお調査中であり、現時点では不明であるが、引き続き調査を 行っていく予定である。

6 関係者への説明及び今後の対策

(1) 紛失した個票に係る事業主に対して、経緯等について文書によりすみやかに連絡・説明し、管理不行き届きについて謝罪を行う。

なお、各ハローワークに障害者雇用状況報告書の正本が保管されているため、 雇用率達成指導等の行政事務や報告の集計作業に支障はないことから、あらため て事業主から提出を求めることはない。

(2) 今後の調査の結果も踏まえ、個票の保管方法の見直し等、再発防止策を検討・実施することとする。

紛失した個票の内訳

労働局	安定所数	企業数	備考							
宮城	1 所	310 社分	1 所分の一部(仙台所)							
富山	1 所	83 社分	1 所分の一部(高岡所)							
石川	1 所	162 社分	1 所分の一部(金沢所)							
福井	5 所	154 社分	3 所分の全て(大野所、敦賀所、小浜所)							
			2所分の一部(武生所、三国所)							
長野	2所	344 社分	2 所分の一部(長野所、松本所)							
三重	1 所	120 社分	1 所分の一部(津所)							
滋賀	2 所	164 社分	2 所分の一部(彦根所、草津所)							
岡山	4 所	319 社分	3 所分の全て(津山所、倉敷中央所、玉野所)							
			1所分の一部(岡山所)							
大分	2所	135 社分	2所分の全て(別府所、日田所)							
鹿児島	3 所	392 社分	3 所分の一部(鹿児島所、国分所、出水所)							
合計		2, 183 社分								

			19 4 7 7 7 7 7		障	害	者雇用	状況執	设告	書						格 A 列 4) 1 日 現 在
障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第 下記のとおり報告します。							88条の規定により、 平成 年 月 日						公共職業安定所長 殿			
A 事	`	ふりがな) 氏 名	()	住 所	꾸			•		①事業の種類			②事業 所の数
業主	は名称及び		記名	記名押印又は署		法人にあつて は主たる事務 所の所在地	(TEL –)	(.))	
В		区	分	合	計			С	事	業	所 別	の	内 訴	3		
雇	3	適用事	業所番号		/			_	_	_	_		_		_	-
雇用の状況	4	事業所	の名称													
	\$	事業所	の所在地													
	6	事業の	内容							i						
	Ø	除外	率]			%		%			%		%		%
	8	常用雇用	用労働者の総数		人		人		人	_		٨.		人		人
	9	法定雇用の基礎と	障害者数の算定 なる労働者の数		人		人		人	<u>_</u>	,	7		人		人
	⑩ 常用雇用身体障害者		'	知的障害	者の	 D 数	<u> </u>							l		
			要身体障害者の数		人				人.			人		人		人
			~~ ~~ ~~ ~~ ~~ ~~ ~~ ~~ ~~ ~~ ~~ ~~ ~~	()	()	()	() (***********)	()
		_	度身体障害者以外		人		人		人					人		人
		}	体障害者の数	()	()	()	(••••••••) ()	()
		[本障害者の数)×2+(ロ))	(^	1	\ \ \	((•			へ)	(入)
			 度知的障害者の数	<u> </u>	人				人			/ 		人		
			文/447年日日 0 数	()	()	()	() ()	(.)
		1	度知的障害者以外		人		人		人			٨		人		人
			的障害者の数 	()	()	()	(·····) ()	()
			り障害者の数)×2+(ホ))	,	싟		Λ,	,	人	,	•			人		人、
	(1)		本障害者である	()	() 	(<u> </u>) <u>(</u>		 人	(<u>)</u> 人
			働者の数	((.)	()	(•) ()	()
			内障害者である		人		人	·····	人			۸ -		人		人
	短	時間労	働者の数	())	()	() ()	()
	(3)		計		人		人		人		,	٨		人		人
ļ		· · · · · ·	の(へ)+①+⑫)	()	()	()	() (_))
ļ	(4)		(3/9×100)		%	ı										
_	(5)	身体障害者又 	は知的障害者の不足数 定雇用率一(3)		人											
	障害 推進	等者 役職 基者	名		氏名			E 記入 担当者	所部認	属果名			氏名	Ξ		

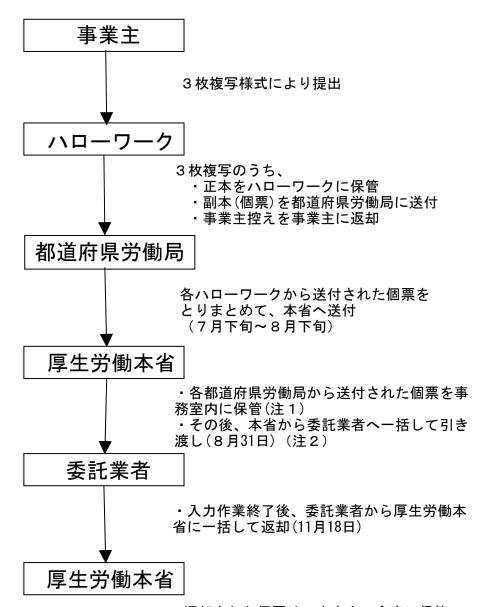
様式第6号 (第4条関係) (表面)

様式第6号(裏面)

[注意]

- 1 障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「法」という。)第45条の特例の認定を受けた事業 主については、この様式は使用せず、様式第6号の2を使用すること。
- 2 ①欄には、当該企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業分類番号及び名称を記載し、同欄の()内には、例えば「ボール盤製造」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 3 ②欄には、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所の合 計数を記載すること。
- 4 ⑥欄には、当該事業所の主たる事業の種類が障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則別表 第2の除外率設定業種欄に掲げる業種に該当する場合においてのみ、当該主たる事業の内容を具 体的に記載すること。
- 5 ⑦欄には、⑥欄に記載した事業の種類に係る除外率を記載すること。
- 6 ⑧欄から⑩欄までには、短時間労働者の数は含めないこと。
- 7 ⑨欄には、⑧欄の数に⑦欄の除外率を乗じて得た数(その数に1人未満の端数があるときは、 その端数を切り捨てた数)を⑧欄の数から控除した数を記載すること。
- 8 ⑩欄から⑩欄までの()内には、内数として、本年6月1日以前1年間に新規に雇い入れた 者の数を記載すること。
- 9 ⑩欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 10 ⑤欄には、⑨欄の数に法定雇用率を乗じて得た数(その数に 1 人未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数)から、⑤欄の数を控除した数を記載すること。
 - なお、法定雇用率は一般の企業にあつては100分の1.8、特殊法人(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2に掲げるものに限る。)にあつては100分の2.1であること。
- 11 D欄の障害者雇用推進者とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第78条の規定に基づいて選任される者をいうものであること。
- 12 A欄の事業主の氏名(法人にあっては名称及び代表者の氏名)については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

障害者雇用状況報告書の副本(個票)の流れ



- ・返却された個票は、本省内の倉庫に保管
- 注1:本省においては、委託業者に引き渡すまでの間、障害者雇用対策課の事務 室内の一番奥に位置する場所に、各都道府県労働局ごとに東ねた状態で保管 していた。
 - 2:東京局の全部(追加提出分を除く)並びに愛知局及び岡山局の一部は、労働局から委託業者へ直送した。
 - また、引き渡し後に追加で提出のあった分については、別途、数回に分けて本省から委託業者に郵送した。